

平成十七年六月二十七日(月曜日)
午後一時開会

本日の会議に付した案件

政府参考人の出席要求に関する件

農林水産に関する調査

(牛海綿状脳症問題に関する件)

(牛海綿状脳症(BSE)対策に関する決議の件)

紙智子 日本共産党の紙智子でございます。

最初に、参考人として来られた先生お二人にお聞きしたいんですけども、ちょっと、質問時間が十五分なものですから、答弁できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

最初に金子座長代理にお聞きしたいんですけども、アメリカのBSEの検査体制についてです。アメリカで新たにBSEに感染した牛が見付かって、しかも、いったんは陰性と判定されたんだけども再検査された経過を見ますと、改めてこの米国の検査方法、検査体制への疑問が生じてくるんですね。米国はこれまでウエスタンフロッツ法による検査が必要ないという立場で実施してこなかったわけですから、

かなり見逃しがあつたんじゃないかというふうに思っています。

検査頭数や検査対象の問題も含めて、この米国の現在のサーベイランスの結果で、BSEへの汚染度の評価が正確にできるかどうかというのは非常に疑問があるんですけども、この点についてどうお考えになるか。

政府参考人(金子清俊) まず第一点目の検査について、米国における検査感度あるいはその検査の妥当性についてお答えします。

米国も日本と同じように一次検査、二次検査という二つの二段構えの体制を取っているというふうに聞いておりまして、一次検査は、日本が行っているのと同じ会社のスクリーニングと云いますが、スクリーニングと言いますけれども、科学的にはですね、ちょっと混同するんですけども、第一次的な網を掛ける検査をしていると、これは日本とほぼ同等。ただし、米国ではオートマチックに、自動的にやっていると。そこで三十八万頭余をやつて三頭の陽性が出たと、疑いの牛が出たということで二次検査に回つたわけですね。

二次検査は、日本は、御指摘のように入、ウエスタンフロッツ法と免疫組織化学、このどちらかが陽性であれば陽性と判定していたわけですが、その三頭いずれもEHC、免疫組織化学では陰性であった。この点はもう疑いのない、まあ検査としては不十分であるというふう

に考えます。

しかし、先ほど吉川座長も言われましたように、内部で自発的に問題点が指摘され再検査を行うと、ウエスタンフロッツ法という手法を用いて再度確認をして陽性が出たというところは、これは、米国の検査体制のみならず、汚染状況の把握にもつながる、正確な把握にもつながる非常な進歩であるというふうに私は思います。やはり、過ちを正すに遅きに失していないというか、非常にその姿勢は私は評価したいと思えます。

最初の御質問の点にしましては、やはり確認検査は従前の方法では不十分であったと思えます。二番目の御質問であります米国の汚染状況の正確な把握も、第一点目の不十分なままでは確実にはできていないと思えます。ただ、汚染状況の把握に関しては、サーベイランスの頭数等ほかの要素もかなり絡むと思えますので、検査の感度だけではないというふうに思います。

紙智子 それじゃ吉川座長にお聞きしますけれども、これは国内対策の見直しの答申をめぐっての問題ですね。食品安全委員会のプリオン専門調査会がまとめた答申で、我が国における牛海綿状脳症に係る食品健康影響調査で、その「おわりに」というところで、「二つの批判的意見に留意すべきである。」という指摘がありますね。

これは非常に重要だと思つていただくと、なぜこの内容が盛り込まれたのか。専門調査委員会としての、リスク機関、農水省、厚生省に対する言つてみれば注文的な中身もあるのかなというふうに思つたわけですけども、この点についてできるだけ簡潔にお願いいたします。

政府参考人(吉川清俊) お答えします。

評価を終えるに当たつて、附則というか附帯事項として、対策を取つてから諮問すべきではなかったのではないだろうかということ、人に対する危害という点から見れば無視できるあるいは非常に少ないというレベルのものであるけれども、それをやめてしまつともう今後二十か月以下のデータは取れなくなるという、その科学的な重みもまたリスクマネジャーとしては考えてくれという、その二つの附帯事項を「おわりに」の中に付け加えたわけですけども。

これが付け加わつた理由というのは、それまで食品安全委員会のプリオン専門調査会、諮問を受けて、自分たちが実際何をするところかというところの議論を何度も繰り返してきた。同時に、諮問に対しては責務があるわけで、評価をしてくれと言われれば評価を返さなければいけないんですけども、それはアプリアリにそうしなければならぬものかというふうな議論が実は尽くせなかつた。特に、この諮問が

来るに当たって、その背景、経緯、その他について説明がないまま評価をすることがなってしまうので、逆に言えば、評価を終えた後、この1つ1つの点に留意してくれという、その諮問に対する注文を書くというふうな逆転した格好になったわけです。だから、今回、米国のが来たときに、そうではなくて、順序をひっくり返さないで諮問の背景、経緯、その他についてから議論しましょうという話になったわけです。

紙響子書 それじゃ、もう一度金子さんにお聞きしたいんですけども、米国・カナダ産牛肉のリスク評価に関しての厚労省、農水省の諮問の仕方、内容についてなんです。

それで、先ほどもちょっと和田議員とのやり取りがありましたので、それを、その上に立つてもう一度確認したいんですけども、日本向けのプログラムは、言わば現在やっているもので検証データというのは何も無いわけですよね。架空のものなわけです。やっぱり、完全に実施されるのかどうかというのは、担保が明確じゃない中ではちょっとやっぱり不安も日本国民の中にはあるよ。

そういうことに対しては、先ほども金子座長代理は強く問題だと思っ、それで本当に必要なデータも含めて更に提出も要請するということを言われたわけですけども、農林水産省、厚生労働省、両省は、この上乗せ措置に対して、100%実施をわたるにたして評価するものとして、このことについて、もう一度固執を要するところの場合、

必要な検証データがそろわない場合、このことは、答申が不可能というところもあり得るということでしょうか。

政府参考人(金子清俊) あっしやるとおりの問題点は、もう私は何度も申し上げるまでもなく、我々委員全員が共有した問題点であり、ます。

実際にどういったデータをいただけるのか、どういった審議結果になるのか、現時点では私が予断を持って申し上げるわけにはまいりませんので、そういう可能性がゼロかと言われるればゼロではないというところはお答えできませんが、そうなるかと言われたらそうなるというわけでもないです。今審議の途中ですので、これに関しては断定的なことはお答えできません。

ただ、私たちとしては、極力何らかの結論を出すべきであるという、極力結論を出す方向で議論を進めるといふ点は、これは委員全員の共通認識だと思います。

紙響子書 それじゃ、政府への質問にします。まず、厚労省に質問します。

それで、今、参考人にもお聞きしたんですけれども、食品安全委員会の答申は、終わりに二つ批判的意見に留意すべきだと言っていて、この輸入混合飼料の影響が不明で、その対策の実施はこれからの課題で、SRMの除去の監視体制、ピッシングの廃止もこれからの実施という中で、月齢見直しについては一連の対策の実効性を確認された後に、このことが合理的な判断だと

いつぶりに指摘をしているわけです。なのに、このBSEの月齢の見直しを進めるといふこととは、この指摘を無視することになりませんか。**政府参考人(外口肇)** 食品安全委員会の答申の部分には、御指摘のように、結論とは別に「おわりに」という部分がありまして、二点留意すべき意見として記述されております。

一つは、ただいま御指摘がありましたように、科学的知見が極めて限られていることから、月齢見直しは一連の対策の実効性が確認されることが行つのが合理的な判断であるという御指摘……

紙響子書 短くしてください。それ、言わなくても分かりますから。

政府参考人(外口肇) はい。

もう一つは、自主的全頭検査がなければ、若齢牛での検査成績の評価はできなくなるとい

う御指摘であります。
厚生労働省としては、食品安全委員会の答申の「おわりに」の部分や、同委員会の審議の過程における議論にも留意して、SRM管理の徹底を進め、ピッシングの中止については、食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、指導の徹底について取り組むこととしております。

また、最長二年間の予定で行う自主的全頭検査への補助については、これはリスク評価とは別のものであり、混乱回避を目的としたものであります。結果として、食品安全委員会の答申の「おわりに」に記述された留意すべき意見

への対応の一つにもなるのではないかと考えております。

紙響子書 食品安全委員会の答申の中では、二十か月齢以下なら検査しなくてもいいという結論は一言も言っていないと思っんです。やっぱり、リスクは増える可能性があるけども増え方が少ないと言っているだけだと思っんです。初めに検査の緩和ありきで、それに否定的な部分は無視するというのは良くない。食品安全委員会の多くの委員から、やっぱり鄭言のいいところだけつまみ食いじゃ困るという批判も出ているわけです。

それで、答申では、月齢の見直しは一連の対策の実効性が確認された後にと指摘をされているわけですから、やっぱり不十分だと指摘されていることへの対策はきちんとして実施するの

が先決じゃないかと思っんですけども、いかがですか。
政府参考人(外口肇) 食品健康影響評価につきましては、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われることが基本であり、当該食品健康影響評価の結果である答申の結論部分を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて対応しているところでございます。

紙響子書 今の答弁では納得できませんけど、ちょっと時間もありませんから次行きます。

農水省にお聞きします。
アメリカで「頭目の感染が確認をされて、同時に、これまでの検査のすざさも明白になっ

たと。アメリカの検査はかなり見逃しがあるといふふうに思わなければならず、少数の感染だからといってこれまでBSE感染が広がっているのか分らない。しかし、十月の二十三日の日米の合意で、日米両国は十分に強固な食品安全システムを有しており、少数の追加的なBSEの事例が確認されても、科学的な根拠がなされなければ輸入停止や牛肉貿易パートナーの攪乱という結果に至ることはないことを確認しているわけですが、私はこの確認自体誤りだといふふうに思ふんですね。見直すべきだといふふうに思っています。

あわせて、米国産、カナダ産の牛肉に関する食品安全委員会の諮問について、厚労省、農水両省は日本向けプログラム、つまり二十か月齢以下でSRM除去が100%実施されたものとしてこのリスク評価をしてほしいといふふうに言っているわけです。現実には、日本向けのプログラムというのはこれから実施するもので、検証のデータはもうなん何もないわけですから、日本向けのラインをつくるかどうかということもアメリカ任せなわけです。検証データはないし、アメリカ任せで、SRMの除去も月齢判定も実際には担保がないわけですよ。それでちゃんといくのかといふことではないのだから、100%実施できぬことを前提にして審議しよう。これはやっぱり、日本向けのプログラムの実効性については食品安全委員会に審議するなといふことになってしまつてはならないかと。それであれば、架空の条件で牛肉のリスク評価

せよと言っているのと同じじゃないんでしょうか。いかがですか。

政府参考人 中山博樹

一点ございました。まず、その最初の点でありますけれども、昨年十月の日米局長級協議での文言でありますけれども、元々、第一例目のBSEがアメリカで発見された直後に日本から調査団を出しました。また、アメリカは国際調査団も招聘をしました。そのいずれの調査団においても、アメリカというよりもむしろ北米大陸、カナダ、アメリカはそれぞれ一定のBSEリスクがあるといふことが示されております。

十月の局長級協議もこのことを前提にして議論をしたわけでありまして、今日も変わっておりませんけれども、アメリカで二十か月、例えば二十か月以下といふふうに今我々が想定していること以外の新たな知見が出れば別でありますけれども、アメリカには一定のBSEリスクがあるといふ前提で議論をいたしましたので、ここに書いてありますように、少数の追加的な発生が確認されても科学的根拠がなければ直ちに輸入停止にはつながらないといふことで、そこはもう既に前提として、つまり一定のリスクがあるといふ前提で追加的な条件も輸入条件として加えたところでございます。

それから、一点目のお尋ねでありますけれども、今回の輸出証明プログラムというのは一種のアメリカにおきます認証システムでありますから、これに適合しているかどうかといふこと

については、各業者といつんでしょうか、その対象者について書面審査あるいは現地に立ち入った検査など一定の手続を経て、それに適合した人が今回輸出の資格あるいは日本向けの牛肉を取り扱う資格ができるということになっておりますし、当然、違反者に対しては一定のペナルティーといえますか、そういうものがござります。

このこと、アメリカの今準備をしております輸出証明プログラム自体の中にも遵守の条件が織り込まれておりますし、また、我々日本サイドとしても、当然、この牛肉の輸入が再開された以降におきまして、査察といえますか、一定のアメリカに行つてきちつとその条件が守られているかどうかといったような点については十分チェックをしていきたいといふふうに思っております。

委員長(中山博樹)

時間が来ていますので、簡潔にやつてください、質問も答弁も。

紙野子 はい。

今お話があつたんですけれども、私はやっぱり、十月二十三日の時点のときに既にこのことを言つてしまつたといふこと自体はやっぱり誤りだし取り消すべきだといふふうに思っています。そして、やはり今お話がありまして、ただ、二十一日のフリオンの専門委員会でも、100%の遵守はあり得ないといふ意見や詳細な状況が分かなければ評価できないといふ批判も出されたわけです。

当然だと思つんですけども、米国ではやっぱり

り飼料規制が不徹底ですがも個別識別システムも未整理だ。そういう中で、やっぱり迅速に対応できないわけですよ。検査もずさんな中で、そういう中でやっぱり問題点をきちんと思極めるのが先決だと。やっぱり架空の条件を前提に評価を求めようという諮問といふのはすべきじゃないと、撤回をすべきだということ最後に申し上げて、質問を終わります。